

兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議 設置要綱

(目的)

第 1 条 本県の水上オートバイによる危険行為等に関する対策を推進するため、「兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 水上オートバイ利用に係るひょうごの安全な海づくりに関すること
- 2 条例、自主ルール等に関すること
- 3 啓発・パトロール活動等の強化に関すること
- 4 優良ユーザーの拡大に関すること
- 5 その他、水上オートバイによる危険行為等に関する対策に関すること

(組織)

第 3 条 連絡調整会議は、別表に掲げる構成員及びオブザーバーで組織する。

- 2 会長は兵庫県土木部次長とする。
- 3 会長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の者を臨時にオブザーバーとすることができる。

(連絡調整会議の開催)

第 4 条 連絡調整会議は会長が招集し、主催する。

- 2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 事務局は、土木部港湾課に置く。

- 2 事務局長は港湾企画官とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

この要綱は令和 4 年 11 月●日から施行する。

(別表) 兵庫県水上オートバイ対策に関する連絡調整会議 構成員

1 構成員

| | | | |
|-----|-------------------------------|-------|----|
| 民間 | (特非)パーソナルウォータークラフト安全協会 会長 | 竹長 潤 | |
| | (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 近畿事務所 主幹 | 永井 英範 | |
| | (公財)マリンスポーツ財団 参事 | 岡田 一博 | |
| | (一社)日本ジェットスポーツ協会 代表理事 | 柚木 誠 | |
| | 兵庫県水上バイク安全対策協議会 会長 | 斉藤 智祐 | |
| | 兵庫県漁業協同組合連合会 指導部 課長 | 北村 伸也 | |
| 国 | 国土交通省 神戸運輸監理部 海事振興部 船舶産業課長 | 山地 智文 | |
| | 海上安全環境部 船舶労働環境・海技資格課長 | 小南 誠 | |
| | 海上保安庁 第五管区海上保安本部 交通部 安全対策課長 | 北野 隆志 | |
| | 海上保安庁 第八管区海上保安本部 交通部 安全対策課長 | 牛崎 泰成 | |
| 市町 | 神戸市 港湾局 港湾計画課 課長 | 門 誠治 | |
| | 海岸防災課 課長 | 河原 正夫 | |
| | 芦屋市 環境課 課長 | 富松 正貴 | |
| | 明石市 都市局 道路安全室 海岸・治水課 海岸整備担当課長 | 春海 英樹 | |
| 県警 | 兵庫県警察本部 地域部 地域企画課長 | 岡村 好文 | |
| 県 | 兵庫県 県民生活部 生活安全課長 | 立石 裕一 | |
| | 農林水産部 水産漁港課長 | 中岸 明彦 | |
| | 土木部 次長 | 上田 浩嗣 | 会長 |
| 事務局 | 土木部 港湾課 港湾企画官 | 藤原 大輔 | |

2 オブザーバー

| | | |
|----|-------------------|-------|
| 市町 | 尼崎市 河港課 課長 | 福田 大樹 |
| | 西宮市 臨海対策部 部長 | 坂上 英龍 |
| | 花と緑の課 課長 | 船越 秀史 |
| | 播磨町 土木課 課長 | 橋本 敏弘 |
| | 加古川市 建設部 参事 | 正中 和好 |
| | 高砂市 上下水道部長 (港湾担当) | 井上 陽介 |
| | 姫路市 危機管理室 室長 | 橋本 陽介 |
| | 水産漁港課 主幹 | 小田 研二 |
| | 産業振興課 主幹 | 藏見 敏正 |
| | たつの市 農林水産課 課長 | 山内 重憲 |
| | 相生市 都市整備課 課長 | 船曳 直志 |
| | 赤穂市 土木課 管理係長 | 神田 幹雄 |
| | 豊岡市 農林水産課 主幹 | 原田 英生 |
| | 香美町 主査 | 井上 智之 |
| | 新温泉町 町民安全課 課長 | 小谷 豊 |
| | 淡路市 商工観光課 主事 | 登日 裕貴 |
| | 洲本市 商工観光課 課長 | 北岡 秀之 |
| | 南あわじ市 水産振興課 主査 | 向井 聡 |